

中小企業経営者の承継に朗報！ 特例事業承継税制

平成30年度税制改正で、特例事業承継税制が創設されました。事業承継税制とは、事業の承継に係る自社株の贈与税や相続税の納税を猶予するという税制です。これまでその適用要件が厳しく、なかなか利用が進みませんでした。ですが、中小企業の事業承継は喫緊の課題です。今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業全体の3分の1！）が後継者未定といわれています。この経営者の高齢化と後継者不在のコラボレーションによる廃業は、地方ほど顕著で深刻です。現状を放置すれば、日本の中小企業が持っている技術が廃業とともにどんどん消失していきます。放置することはできません。そこで経産省は、今後10年間で集中して切れ目のない事業承継支援を実施するしました。経営承継円滑化法による承継支援です。税制のみならず、金融支援の充実や、マッチング支援などが盛り込まれています。

その事業承継支援の目玉が、今回の特例事業承継税制の創設です。これまでの事業承継税制の利用を阻んでいた各要因を見直しました。特筆すべきは、

- ①雇用継続要件の見直し
- ②売却・廃業時の減免制度の創設
- ③対象株式等の上限撤廃

などが挙げられます。これにより、承継者は事業承継後、その事業を保守的に維持継続することを強制的に求められるのではなく、より柔軟に時代の要請に応じチャレンジすることができるようになりました。今回の特例創設によって、ようやく円滑化法による事業承継支援が実質的に動き出すと言われています。ここではその税制について、これまでの税制（原則）と今回改正になった特例内容についてお伝えします。

今年度
税制改革の
目玉！

税理士
小宮山 麗子

特例事業承継税制、 現行制度（原則）と 改正内容（特例）とは？

事業承継税制とは、後継者が①非上場会社の株式等を先代経営者から相続または贈与により取得した場合（株式数の2/3上限）において②経営承継円滑化法における都道府県知事認定を受けたとき③相続税（80%）・贈与税の納税が猶予及び免除される制度です。

当然、税金が猶予及び免除される制度ですから、厳しい要件があります。

原則要件1：後継者

- 会社の代表者であること
- 役員就任から3年以上経過していること
- 同族関係者で過半数の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること

原則要件2：先代経営者

- 会社の代表者であったこと
- 代表者を退任すること（役員にとどまるのはOK）
- 同族関係者で過半数の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主であったこと

原則要件3：承継後の事業継続要件

- 5年間、事業継続すること。
→具体的には、①代表者であり続けること
+②雇用の8割以上を維持すること。
- 対象株式（贈与及び相続時税額猶予を受けた株式）を継続保有すること

特例税制緩和要件

◆ 税制適用の入り口要件を緩和～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度（原則）

- 納稅猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者への贈与・相続される場合のみ。

改正内容（特例）

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納稅猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担をゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度（原則）

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用用件は中小企業にとって大きな負担。

改正内容（特例）

- 売却額や廃業時の評価額を基に納稅額を計算し、承継時の株価を基に計算された納稅額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用用件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

これらの要件の内、大きな障壁だったのが、

- ① 猶予対象の株式が2/3上限及び相続税の猶予割合が80%上限だったこと（=猶予されても必ず自己負担が発生）
- ② 5年間、雇用の8割以上を維持すること
- ③ 上記の要件を満たさなくなった時点で、納稅の猶予が打ち切られ、2か月以内に利子税とともに納稅しなければならない

という点でした。そこで特例税制では、上記要件を上の表のように緩和しました。



ただ留意点もあります。

① この税制を適用するには平成30年4月1日から5年以内に、事業承継計画を都道府県知事に提出する必要があります。計画の提出がなければ、この税制は適用できません。

② またこれは、納稅猶予の制度です。免除される場合もありますが限定的です。税額自体がなくなるわけではないため、いつどういう形で誰がその税額を負担することになるのかという点（税額が免除になる場合についても）を事前によく理解ください。その他、紙面の都合上書ききれなかった細かな要件がありますので、適用にあたっては、慎重な検討をお願いします。少しでも可能性がある場合には、とりあえず承継計画の提出です。

事業承継は、一朝一夕で成るものではありません。5年、10年という年月をかけて、じっくり取り組む会社の課題です。今回の税制を会社の現状と将来ありたい姿とを俯瞰し、社内で共有するきっかけにしていただきたいです。税制のご説明はもちろん、承継計画策定からずっと二人三脚でご支援させていただきます！